

参 考 資 料

令和元年 12 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
議案第 82 号関係	寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例の制定	1
議案第 83 号関係	寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	3
議案第 84 号関係	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	5
議案第 85 号関係	寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定	24
議案第 86 号関係	寝屋川市会計年度任用職員制度の導入等に係る地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	27
議案第 87 号関係	寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	44
議案第 88 号関係	寝屋川市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	49
議案第 89 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正	50
議案第 90 号関係	寝屋川市都市公園条例の一部改正	52
議案第 91 号関係	寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正	65
議案第 92 号関係	寝屋川市下水道条例の一部改正	67
議案第 99 号関係	工事請負契約の締結	69
議案第100号関係	指定管理者の指定	73

寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例の制定

1 制定理由

いじめが子どもたちの人権侵害に関する問題であることに鑑み、いじめゼロに向けて市長部局において新たな取組を行うべく、寝屋川市、保護者、地域住民、学校の責務などを定めるとともに、市長が実施する施策について必要な事項を定めるため、本条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 定義（第2条関係）

条例に係る施策の対象を寝屋川市立の小学校及び中学校に在籍する児童等とするとともに、児童等が心身の苦痛を感じる行為をいじめとして定義する。

(2) 寝屋川市の責務・保護者の責務・地域住民の責務・学校の責務・児童等の心構え及びいじめの禁止（第4条～第8条関係）

児童等の命と尊厳を守る施策を実施するに当たり、寝屋川市、保護者、地域住民、学校の責務などを定める。

(3) 相談（第9条関係）

市長は、いじめの相談窓口を設ける。

(4) いじめの防止の申出（第10条関係）

何人もいじめの防止の申出を行うことができ、市長は、その申出を受けて必要な調査を行うことができることとする。

(5) 是正の勧告・報告（第13条、第14条関係）

調査の結果、いじめやそのおそれがあると認めるときは、市長は、市の機関に対し勧告を行うことができ、また、その勧告に基づき実施した措置について報告を求めることができることとする。

(6) 附則

施行期日 令和 2 年 1 月 1 日

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

(議案第 83 号関係)

寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正

1 改正理由

『公職選挙法施行令』の改正により、投票管理者の交替制に関する規定の整備が行われたことに伴い、投票管理者が交替して職務を行った場合における報酬について定めるため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 報酬(第2条関係)

投票管理者の報酬は、職務を行った時間が投票事務に要する時間の2分の1以下であるときは、所定の日額に2分の1を乗じて得た額とする。

(2) 附則

ア 施行期日 公布の日

イ 経過措置

改正後の規定は、アの施行期日以後その期日を公示・告示される選挙に係る報酬について適用する。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

No. 1

改正案	現行
<p>(報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第8号及び第9号の投票管理者並びに同項第12号及び第13号の投票立会人の報酬は、その職務を行つた時間が当該投票所における投票事務に要する時間の2分の1以下であるときは、当該各号に掲げる投票管理者又は投票立会人の報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙に係る報酬について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙に係る報酬については、なお従前の例による。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第12号及び第13号の投票立会人の報酬は、その立ち会つた時間が当該投票所における投票事務に要する時間の2分の1以下であるときは、当該各号に掲げる投票立会人の報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 改正理由

一般職の職員の給料月額並びに勤勉手当及び住居手当の額の改定を行う等のため、本条例等の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第1条〕

ア 給料月額の改定（別表第1、別表第2関係）

給料表の給料月額を引き上げる。（引上げ率=平均0.13%（390円））

イ 勤勉手当の改定（第23条関係）

12月期の支給割合を100分の97.5とする。（【参考】参照）

(2) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第2条〕

ア 住居手当の改定（第14条の3関係）

支給対象となる家賃月額の下限を引き上げる。（12,000円→16,000円）

支給限度額を引き上げる。（27,000円→28,000円）

イ 勤勉手当の改定（第23条関係）

6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の95とする。（【参考】参照）

(3) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第3条〕

ア 給料月額の改定（第7条、第11条関係）

特定任期付職員及び任期付職員に適用する給料表の給料月額を引き上げる。

イ 期末手当の改定（第8条関係）

特定任期付職員に支給する期末手当について、12月期の支給割合を100分の172.5とする。（【参考】参照）

(4) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第4条〕

ア 期末手当の改定（第8条関係）

特定任期付職員に支給する期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の170とする。（【参考】参照）

(5) 附則

ア 施行期日

公布の日 (2)及び(4)は、令和2年4月1日)

イ 適用等

(1)及び(3)については、平成31年4月1日から適用し、それぞれ、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなす。

また、住居手当に関する経過措置を定める。

ウ 『寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例』(平成29年寝屋川市条例第1号)の一部改正

「平成29年4月1日現在において、行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級又は4級であったもの」に支給する給料に関する経過措置を改める。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

期末手当・勤勉手当の支給割合

(1) 一般職の職員 (2)を除く。)

	現 行			令和元年度			令和2年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.30	0.925	2.225	1.30	0.925	2.225	1.30	<u>0.95</u>	<u>2.250</u>
12月期	1.30	0.925	2.225	1.30	<u>0.975</u>	<u>2.275</u>	1.30	<u>0.95</u>	<u>2.250</u>
計	2.60	1.85	4.45	2.60	<u>1.90</u>	<u>4.50</u>	2.60	1.90	4.50

(2) 特定任期付職員

	現 行			令和元年度			令和2年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.675	-	1.65	1.675	-	1.675	<u>1.700</u>	-	<u>1.700</u>
12月期	1.675	-	1.65	<u>1.725</u>	-	<u>1.725</u>	<u>1.700</u>	-	<u>1.700</u>
計	3.35	-	3.35	<u>3.40</u>	-	<u>3.40</u>	3.40	-	3.40

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

No. 1

1 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当) 第23条(略) 2(略)</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2)(略) 3～6(略) 別表第1(第3条、第3条の2関係) 行政職給料表 【別紙1 改正案】(18ページ～20ページ) 別表第2(第3条、第3条の2関係) 医療職給料表 【別紙2 改正案】(24ページ・25ページ)</p>	<p>(勤勉手当) 第23条(略) 2(略)</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2)(略) 3～6(略) 別表第1(第3条、第3条の2関係) 行政職給料表 【別紙1 現行】(21ページ～23ページ) 別表第2(第3条、第3条の2関係) 医療職給料表 【別紙2 現行】(26ページ・27ページ)</p>

2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係） ※「現行」は、第1条による改正後のものとする。

改正案	現行
<p>(住居手当)</p> <p>第14条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>(2) 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>）に<u>11,000円</u>を加算した額</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を</p> <p>乗じて得た額の総額</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第14条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>(2) 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>）に<u>11,000円</u>を加算した額</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

改正案	現行
(2) (略)	(2) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)

3 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (第3条関係)

改正案	現行																																										
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略) (1)・(2) (略)	(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略) (1)・(2) (略)																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> <td>374,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> <td>608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>710,000</td> <td>710,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	円	1	375,000	374,000	2	422,000	422,000	3	472,000	472,000	4	533,000	533,000	5	608,000	608,000	6	710,000	710,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>374,000</td> <td>374,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> <td>608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>710,000</td> <td>710,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	円	1	374,000	374,000	2	422,000	422,000	3	472,000	472,000	4	533,000	533,000	5	608,000	608,000	6	710,000	710,000
号給	給料月額	円																																									
1	375,000	374,000																																									
2	422,000	422,000																																									
3	472,000	472,000																																									
4	533,000	533,000																																									
5	608,000	608,000																																									
6	710,000	710,000																																									
号給	給料月額	円																																									
1	374,000	374,000																																									
2	422,000	422,000																																									
3	472,000	472,000																																									
4	533,000	533,000																																									
5	608,000	608,000																																									
6	710,000	710,000																																									
2～4 (略) (特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略)	2～4 (略) (特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略)																																										
2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条	2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条																																										

改正案	現行																																																								
<p>第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）と、給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」とする。</p> <p>（任期付常勤・短時間勤務職員の給与の特例）</p> <p>第11条（略）</p>	<p>第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）と、給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。</p> <p>（任期付常勤・短時間勤務職員の給与の特例）</p> <p>第11条（略）</p>																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>132,300</td></tr> <tr><td>2</td><td>139,900</td></tr> <tr><td>3</td><td>143,800</td></tr> <tr><td>4</td><td>146,100</td></tr> <tr><td>5</td><td>154,900</td></tr> <tr><td>6</td><td>160,100</td></tr> <tr><td>7</td><td>175,500</td></tr> <tr><td>8</td><td>188,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>188,400</td></tr> <tr><td>10</td><td>194,500</td></tr> <tr><td>11</td><td>200,900</td></tr> <tr><td>12</td><td>207,300</td></tr> <tr><td>13</td><td>239,400</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	132,300	2	139,900	3	143,800	4	146,100	5	154,900	6	160,100	7	175,500	8	188,000	9	188,400	10	194,500	11	200,900	12	207,300	13	239,400	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>130,400</td></tr> <tr><td>2</td><td>138,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>141,900</td></tr> <tr><td>4</td><td>144,100</td></tr> <tr><td>5</td><td>153,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>158,300</td></tr> <tr><td>7</td><td>173,700</td></tr> <tr><td>8</td><td>186,400</td></tr> <tr><td>9</td><td>186,900</td></tr> <tr><td>10</td><td>192,900</td></tr> <tr><td>11</td><td>199,400</td></tr> <tr><td>12</td><td>205,800</td></tr> <tr><td>13</td><td>237,800</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	130,400	2	138,000	3	141,900	4	144,100	5	153,000	6	158,300	7	173,700	8	186,400	9	186,900	10	192,900	11	199,400	12	205,800	13	237,800
号給	給料月額																																																								
1	132,300																																																								
2	139,900																																																								
3	143,800																																																								
4	146,100																																																								
5	154,900																																																								
6	160,100																																																								
7	175,500																																																								
8	188,000																																																								
9	188,400																																																								
10	194,500																																																								
11	200,900																																																								
12	207,300																																																								
13	239,400																																																								
号給	給料月額																																																								
1	130,400																																																								
2	138,000																																																								
3	141,900																																																								
4	144,100																																																								
5	153,000																																																								
6	158,300																																																								
7	173,700																																																								
8	186,400																																																								
9	186,900																																																								
10	192,900																																																								
11	199,400																																																								
12	205,800																																																								
13	237,800																																																								

改正案		現行	
14	248,400	14	246,800
15	251,900	15	250,400
16	255,200	16	253,900
17	263,500	17	262,400
18	269,000	18	268,200
2～4 (略)		2～4 (略)	

4 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (第4条関係) ※「現行」は、第3条による改正後のものとする。

改正案	現行
<p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」 としてとする。</p>	<p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年寝屋川市条例第1号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第4項の規定に基づいて支給された給与を含む。）又は第3条の規定による改正前の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成29年改正条例附則第4項の規定に基づいて支給される給与を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(住居手当に関する経過措置)
- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第14条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸借を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を以下この項において同じ。）を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第14条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超える額を控除した額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の給与条例第14条の3第1項に該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の給与条例第14条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000

円を超えることとなる職員

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項各号列記以外の部分中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同項第 1 号中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に改め、同号を同項第 2 号とする。
(委任)

6 第 3 項及び第 4 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(第1条関係)

【別紙1 改正案】

別表第1 (第3条、第3条の2関係)
行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200	円 362,900	円 408,100
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000

44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					

97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職員	187,700	215,200	215,200	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第26条の2に規定する職員を除く。

【別紙1 現行】

別表第1（第3条、第3条の2関係）
行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 144,100	円 194,000	円 230,000	円 263,000	円 288,900	円 319,200	円 362,900	円 408,100
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000

44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					

97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職員	187,700	215,200	215,200	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第26条の2に規定する職員を除く。

【別紙2 改正案】

別表第2 (第3条、第3条の2関係)
医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 249,800	円 335,000	円 399,000	円 471,700
2	252,300	338,000	401,900	474,000
3	254,800	340,900	404,500	476,200
4	257,300	343,800	407,200	478,500
5	259,500	346,500	409,800	480,700
6	263,300	349,700	412,200	482,900
7	267,100	352,800	414,900	485,100
8	270,900	355,900	417,300	487,300
9	274,500	358,700	419,500	489,300
10	278,500	361,400	422,200	491,400
11	282,500	364,500	424,800	493,500
12	286,500	367,700	427,500	495,600
13	290,300	370,600	429,900	497,700
14	294,300	374,100	432,400	499,800
15	298,200	377,100	434,800	501,900
16	302,100	380,700	437,300	504,000
17	305,800	384,300	439,300	506,100
18	309,400	387,000	441,700	508,100
19	312,900	389,500	444,000	510,100
20	316,500	392,100	446,400	512,100
21	320,100	394,900	447,900	513,900
22	323,800	397,200	450,300	515,700
23	327,300	399,700	452,600	517,600
24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500

46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用 職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

【別紙2 現行】

別表第2 (第3条、第3条の2関係)
医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 247,900	円 333,100	円 397,900	円 471,700
2	250,400	336,100	400,800	474,000
3	252,900	339,000	403,700	476,200
4	255,400	342,000	406,500	478,500
5	257,600	344,700	409,100	480,700
6	261,400	348,000	411,800	482,900
7	265,200	351,100	414,600	485,100
8	269,000	354,200	417,300	487,300
9	272,600	357,000	419,500	489,300
10	276,600	359,900	422,200	491,400
11	280,600	363,000	424,800	493,500
12	284,600	366,200	427,500	495,600
13	288,400	369,100	429,900	497,700
14	292,400	372,700	432,400	499,800
15	296,300	375,900	434,800	501,900
16	300,200	379,600	437,300	504,000
17	303,900	383,200	439,300	506,100
18	307,500	385,900	441,700	508,100
19	311,000	388,700	444,000	510,100
20	314,600	391,400	446,400	512,100
21	318,200	394,200	447,900	513,900
22	321,900	396,800	450,300	515,700
23	325,400	399,400	452,600	517,600
24	328,900	401,800	454,900	519,500
25	332,400	403,800	456,900	521,200
26	335,200	406,100	459,200	523,000
27	337,800	408,300	461,400	524,800
28	340,400	410,600	463,700	526,600
29	343,200	412,900	465,800	528,200
30	345,300	415,000	468,100	530,000
31	347,500	417,000	470,400	531,800
32	349,900	419,100	472,600	533,600
33	352,100	421,000	474,600	535,200
34	354,500	422,800	476,700	537,000
35	356,700	424,600	478,800	538,700
36	359,200	426,600	480,900	540,500
37	361,400	428,500	483,000	542,100
38	363,800	430,500	484,800	543,700
39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500

46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用 職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

1 制定理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、本条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 給与（第2条関係）

ア フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当とする。

イ パートタイム会計年度任用職員の給与は、基本報酬(給料に相当する報酬)並びに時間外勤務手当等〔時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当〕に相当する報酬並びに期末手当とする。

(2) 給与の支払（第3条関係）

給与は、常勤職員の例により、口座振込みの方法により支払うことができる。

(3) 給料及び基本報酬の額（第4条関係）

ア フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、職務の内容及び責任その他職務経験等を考慮し、月額 690,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

イ パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、職務の内容及び責任その他職務経験等を考慮し、日額 36,000 円又は時間額 4,650 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(4) 給料等の支給（第5条、第6条関係）

ア 給料等〔給料及び基本報酬〕は、毎月1回、規則で定める日に、給料に

あつては、その月の期間の全額を、報酬にあつては、規則で定める期間における日額又は時間額の合計額の全額を支給する。

イ 給料等の支給の始期及び終期について定める。

(5) 期末手当以外の手当等（第7条関係）

ア フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当等及び特殊勤務手当は、常勤職員の例により支給する。

イ パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等に相当する報酬は、常勤職員の時間外勤務手当等の例により支給する。

(6) 期末手当（第8条関係）

会計年度任用職員の期末手当は、6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に、常勤職員の例により支給する。

〔当該期末手当の支給割合は、常勤職員の期末手当の支給割合を超えない範囲内において規則で定める割合とする。〕

(7) 給料等の減額（第9条関係）

会計年度任用職員の給料等については、常勤職員の例により、減額することができる。

(8) 勤務1時間当たりの給与額の算出（第10条関係）

勤務1時間当たりの給与額の算出方法について定める。

(9) 休職者の給与（第11条関係）

会計年度任用職が休職にされたときは、給与を支給しない。

(10) 公務災害補償との関係（第12条関係）

公務上の災害又は通勤による災害を受けた会計年度任用職員が『地方公務員災害補償法』又は『労働者災害補償保険法』の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間については、期末手当以外の給与を支給しない。

(11) 給与からの控除（第13条関係）

会計年度任用職員の給与の支給については、常勤職員の例により、その一部を控除して支払うことができる。

(12) 費用弁償（第14条関係）

ア パートタイム会計年度任用職員が公務のため出張したときは、常勤職員

に対する旅費の支給の例により、その費用を弁償する。

イ パートタイム会計年度任用職員（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）には、通勤に係る費用を弁償する。

〔当該費用弁償の額は、常勤職員の通勤手当との権衡を考慮して定める額とする。〕

(13) 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与（第 15 条関係）

単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類等について定める。

(14) 委任（第 16 条関係）

規則への委任について定める。

(15) 附則

施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市会計年度任用職員制度の導入等 に係る地方公務員法及び地方自治法の一 部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例の制定

1 制定理由

会計年度任用職員制度の導入など、『地方公務員法』及び『地方自治法』の改正が行われたことに伴う関係条例の整備を行うため、本条例を制定する。

【『地方公務員法』及び『地方自治法』の改正】

- 非常勤の職は、「短時間勤務の職」と「会計年度任用の職」とする。

短時間勤務の職

任期付短時間勤務職員

再任用短時間勤務職員

会計年度任用の職

フルタイム会計年度任用職員

パートタイム会計年度任用職員

- * 改正後において、一般職の非常勤の職員を任用する場合には、短時間勤務の職を除き、会計年度任用職員として任用することとなる。(会計年度任用職員以外の独自の非常勤職員として任用することは、改正法の趣旨に沿わないものとされている。)

- 臨時的任用の要件に、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」に該当することを追加する。

- * 臨時的任用職員については、フルタイムで任用され、常勤職員が行うべき業務に従事するとともに、給料、旅費及び手当が支給されることとなる。

2 制定内容（関係条例の主な改正内容）

(1) 寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正〔第1条〕

退職手当の支給について、臨時的任用職員を適用対象とするとともに、

パートタイム会計年度任用職員を適用対象としないこととする。(また、「非常勤職員」の字句を削る。)(第2条関係)

- (2) 寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正〔第2条〕

報酬を支給する特別職の非常勤の職員について、「行政不服審査法に規定する審理員」を削る。(第2条関係)

※ 審理員は、パートタイム会計年度任用職員とする。

- (3) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第3条〕

「非常勤職員の給与」に関する規定を削るとともに、臨時的任用職員には、給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して、規則で定める額の給与を支給することとする。(第26条、第26条の2関係)

- (4) 寝屋川市職員定数条例の一部改正〔第4条〕

緊急のときに係る臨時的任用職員について、職員定数条例の対象とすることとする。(第1条関係)

- (5) 寝屋川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正〔第5条〕

減給を行う「給料の月額」に、「パートタイム会計年度任用職員の報酬」を加えることとする。(第3条関係)

- (6) 寝屋川市職員の分限に関する条例の一部改正〔第6条〕

休職期間について、会計年度任用職員にあっては任期の範囲内とすることとする。(第3条関係)

- (7) 寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正〔第7条〕

企業職員である会計年度任用職員の給与の種類及び基準について定める。

(第2条、第3条関係)

- (8) 寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正〔第8条〕

フルタイム会計年度任用職員に係る補償基礎額について定める。

(第5条関係)

- (9) 寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正〔第9条〕
育児休業をしている会計年度任用職員に期末手当を支給するとともに、「育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整」の対象から会計年度任用職員を除くこととする。(第7条、第8条関係)
- (10) 寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正〔第10条〕
会計年度任用職員の勤務時間等については、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定めることとする。(第12条関係)
- (11) 寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部改正〔第11条〕
「一般職の非常勤職員」に関する規定を削る。(第1条、第22条関係)
- (12) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第12条〕
任期付職員に適用する給料表を改める。(第11条、改正後の別表関係)
※ 号給を1号給から53号給とし、それぞれ給料月額を定める。
(現行＝1号給～18号給)
- (13) 寝屋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
〔第13条〕
「人事行政の運営等の状況の公表」の対象に、フルタイム会計年度任用職員に係る所定の事項を加えることとする。(第2条関係)
- (14) 附則
ア 施行期日 令和2年4月1日
イ 経過措置
『寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例』の一部改正に伴う経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市会計年度任用職員制度の導入等に係る地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

No.1

1 寝屋川市職員の退職手当に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例による退職手当は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）の適用を受ける職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第4条の規定により採用された職員）<u>並びに非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（次の各号に掲げる部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例による退職手当は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）の適用を受ける職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第4条の規定により採用された職員<u>並びに非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（次の各号に掲げる部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

2 寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (第2条関係)

改正案	現行
(報酬) 第2条 (略) (1)~(17) (略)	(報酬) 第2条 (略) (1)~(17) (略)
前各号に掲げる者以外の者 日額で定められている者 9,000円以内 2~4 (略)	行政不服審査法 (平成26年法律第68号) に規定する審 理員 日額 20,000円 (19) 前各号に掲げる者以外の者 日額で定められている者 9,000円以内 2~4 (略)

3 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例 (第3条関係) ※「現行」は、議案第84号による改正後のものとする。

改正案	現行
(給料表) 第3条 (略) 2 給料表は、第26条の2に規定する職員には適用しない。 3・4 (略) 第26条 削除	(給料表) 第3条 (略) 2 給料表は、第26条及び第26条の2に規定する職員以外の 全ての職員に適用するものとする。 3・4 (略) (非常勤職員の給与) 第26条 非常勤職員 (再任用短時間勤務職員、育児短時間勤 務職員等及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条 第1項又は寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例 (平成15年寝屋川市条例第15号) 第4条の規定により 採用された職員を除く。以下同じ。)には、報酬及び費用弁償

改正案	現行
	<p><u>を支給する。</u></p> <p>2 <u>非常勤職員に支給する報酬の額は、月額又は日額で定めるものとし、それぞれ、次の各号に定める額の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>月額で定める場合 職務の級の2級における最高の号給の給料月額に相当する額</u></p> <p>(2) <u>日額で定める場合 前号に規定する額を21で除して得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）</u></p> <p>3 <u>前項の規定により報酬の額を定める場合には、当該非常勤職員の職務の複雑及び困難の度を考慮しなければならない。</u></p> <p>4 <u>非常勤職員が、あらかじめ定められた勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）の全部又は一部を勤務しないときは、第15条に規定する場合を除き、その勤務しない1時間につき、市長の定めるところにより算出した勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。</u></p> <p>5 <u>非常勤職員が所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日において所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合又は所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた場合には、第16条第2項及び第3項、第17条並びに第18条の規定の例により算出した額の報酬を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの報酬額の算出については、市長の定めるところによる。</u></p>

改正案	現行
<p><u>(臨時的任用職員の給与)</u> <u>第 26 条の 2 臨時的任用職員には、給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して規則で定める額の給与を支給する。</u></p>	<p>6 <u>非常勤職員には、規則で定めるところにより、通勤に係る費用弁償を支給する。</u> <u>(臨時的任用職員の給与)</u> <u>第 26 条の 2 臨時的に任用される職員 (以下「臨時的任用職員」という。)</u>には、<u>給料並びに通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>臨時的任用職員に支給する給料の額は、日額又は時間額で定めるものとし、それぞれ、次の各号に定める額の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>日額で定める場合 職務の級の 2 級における最高の号給の給料月額に相当する額を 21 で除して得た額 (1 円未満の端数は、切り捨てる。)</u></p> <p>(2) <u>時間額で定める場合 前号に規定する額を 7.75 で除して得た額 (1 円未満の端数は、切り捨てる。)</u></p> <p>3 <u>前条第 3 項の規定は臨時的任用職員の給料の額の決定について、同条第 4 項の規定は給料が日額で定められている臨時的任用職員の給料の減額について準用する。</u></p> <p>4 <u>臨時的任用職員に支給する通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額については、第 14 条の 4 及び第 16 条から第 18 条までの規定の例による。この場合において、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出については、市長の定めるところによる。</u></p>

改正案	現行
<p>別表第1（第3条、第3条の2関係） 行政職給料表 （略）</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。</p>	<p>別表第1（第3条、第3条の2関係） 行政職給料表 （略）</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第26条の2に規定する職員を除く。</p>

4 寝屋川市職員定数条例（第4条関係）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、次条各号に掲げる各機関の事務部局等に常時勤務する職員で一般職に属するもの（休職者、寝屋川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年寝屋川市条例第29号）に規定する派遣職員及び臨時任用職員（緊急のときにおいて臨時的に任用される職員を除く。）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、次条各号に掲げる各機関の事務部局等に常時勤務する職員で一般職に属するもの（休職者、寝屋川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年寝屋川市条例第29号）に規定する派遣職員及び6月以内の期間を定めて雇用される臨時職員を除く。）をいう。</p>

5 寝屋川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第5条関係）

改正案	現行
<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、給料に相当</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額</p>

改正案	現行
<p>する報酬の額)の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>	<p>の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>

6 寝屋川市職員の分限に関する条例 (第6条関係)

改正案	現行
<p>(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。</p>	<p>(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略)</p>

7 寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第7条関係)

改正案	現行
<p>(給与の種類) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定にかかわらず、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職</p>	<p>(給与の種類) 第2条 (略) 2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>手当（同項第1号に掲げる職員については、地域手当及び退職手当を除く。）とする。</p> <p>（給与の基準）</p> <p>第3条 前条の給与の基準は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）及び寝屋川市職員の退職手当に関する条例（昭和28年寝屋川市条例第158号）及び寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寝屋川市条例第 号）の規定を準用する。</p>	<p>（給与の基準）</p> <p>第3条 前条の給与の基準は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）及び寝屋川市職員の退職手当に関する条例（昭和28年寝屋川市条例第158号）の規定を準用する。</p>
<p>改正案</p> <p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</p>	<p>現行</p> <p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p>
<p>改正案</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号。以下「給与条例」という。）第22条</p>	<p>現行</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号。以下「給与条例」という。）第22条</p>

改正案	現行
<p>第1項又は寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寝屋川市条例第 号）第8条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（規則で定める職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間のすべての期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日（給与条例第9条第1項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>第1項 <u>に規定</u>するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員 <u>が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間のすべての期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日（給与条例第9条第1項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</u></p>

10 寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例（第10条関係）

改正案	現行
<p>（<u>会計年度任用職員等の勤務時間等</u>）</p> <p>第12条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> <u>及び臨時的に任用される職員の勤務時間等に関する事項については、第2条から前条までの規定に</u></p>	<p>（<u>非常勤職員等の勤務時間等</u>）</p> <p>第12条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用される職員の勤務時間等に関する事項については、第2条から前条までの規定に</u></p>

改正案		現行	
		号給	給料月額
		1	132,300
		2	139,900
		3	143,800
		4	146,100
		5	154,900
		6	160,100
		7	175,500
		8	188,000
		9	188,400
		10	194,500
		11	200,900
		12	207,300
		13	239,400
		14	248,400
		15	251,900
		16	255,200
		17	263,500
		18	269,000
		円	
2～4 (略)		2～4 (略)	

改正案		現行																																								
<p>附則 この条例は、公布の日から施行する。 別表(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>139,900</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>141,900</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>143,800</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>145,800</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>147,900</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>150,400</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>154,900</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>157,600</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>160,100</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>163,100</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>165,900</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>168,900</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>175,500</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>179,900</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>184,900</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>188,000</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>188,400</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>191,300</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額		円	1	139,900	2	141,900	3	143,800	4	145,800	5	147,900	6	150,400	7	154,900	8	157,600	9	160,100	10	163,100	11	165,900	12	168,900	13	175,500	14	179,900	15	184,900	16	188,000	17	188,400	18	191,300	<p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>
号給	給料月額																																									
	円																																									
1	139,900																																									
2	141,900																																									
3	143,800																																									
4	145,800																																									
5	147,900																																									
6	150,400																																									
7	154,900																																									
8	157,600																																									
9	160,100																																									
10	163,100																																									
11	165,900																																									
12	168,900																																									
13	175,500																																									
14	179,900																																									
15	184,900																																									
16	188,000																																									
17	188,400																																									
18	191,300																																									

改正案		現行
19	191,600	
20	192,900	
21	194,500	
22	194,700	
23	195,500	
24	196,200	
25	197,800	
26	198,000	
27	199,100	
28	200,900	
29	201,500	
30	202,400	
31	204,200	
32	204,500	
33	206,000	
34	209,400	
35	209,600	
36	213,000	
37	213,100	
38	216,500	
39	220,100	
40	223,500	
41	226,400	

改正案		現行
42	239,400	
43	242,100	
44	244,400	
45	246,400	
46	248,400	
47	250,400	
48	255,200	
49	257,000	
50	259,000	
51	261,200	
52	263,500	
53	266,200	

13 寝屋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (第13条関係)

改正案		現行
(任命権者の報告) 第2条(略)	(任命権者の報告) 第2条(略)	
2 前項の規定による報告は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))に係る次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1)～(10)(略)	2 前項の規定による報告は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))に係る次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1)～(10)(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例による改正後の寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

1 改正理由

『幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準』(内閣府・文部科学省・厚生労働省令)の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の園舎及び職員の配置についての規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 園舎及び園庭 (第 34 条、附則第 13 項関係)

園舎を 3 階建て以上とする場合において、従前の要件に加え、「耐火建築物であること」という要件を満たすときは、保育室等を 3 階以上の階に設けることができることとする。

『建築基準法』の改正により、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の幼保連携型認定こども園については、「耐火建築物等としなければならない特殊建築物の対象」から除くこととされたところ、保育室等を 3 階に設ける場合には、耐火建築物でなければならないこととする。

(2) 幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例 (附則第 11 項関係)

幼保連携型認定こども園の副園長又は教頭の資格要件を緩和する特例[※]について、5 年間延長する。

※ 保育教諭等となることができる資格について、「幼稚園教諭普通免許状を有すること」かつ「保育士登録を受けたこと」という要件を、そのいずれかに該当することという要件に緩和する特例

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』による『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律』の改正により、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件を緩和する特例が 5 年間延長された。

(3) 附則

施行期日 公布の日

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例

No.1

改正案	現行
<p>(園舎及び園庭) 第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって<u>各号</u>により園舎に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>(令和7年3月31日までの間における幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例)</p> <p>11 令和7年3月31日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第32条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)</p> <p>12 (略)</p>	<p>(園舎及び園庭) 第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって<u>第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>(平成32年3月31日までの間における幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例)</p> <p>11 平成32年3月31日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第32条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)</p> <p>12 (略)</p>

改正案		現行	
13 (略)	13 (略)	13 (略)	13 (略)
読み替える規定 第34条第3項	読み替えられる字句 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。	読み替える規定 第34条第3項	読み替えられる字句 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)
読み替える字句 (1) 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。)(保育室等を3階以上の階に設ける場合にあっては、耐火建築物)であること。	読み替える字句 (1) 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。)(保育室等を3階以上の階に設ける場合にあっては、耐火建築物)であること。	読み替える字句 (1) 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。)(保育室等を3階以上の階に設ける場合にあっては、耐火建築物)であること。	読み替える字句 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)
第34条第6項・第34条第7項	(略)	第34条第6項・第34条第7項	(略)
14 (略)	14 (略)	14 (略)	14 (略)

改正案	現行
附則 この条例は、公布の日から施行する。	

(議案第 88 号関係)

寝屋川市無料低額宿泊所の設備及び運営 に関する基準を定める条例の制定

1 制定理由

『社会福祉法』に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する。

※ 無料低額宿泊所 「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」(『社会福祉法』第2条第3項第8号)を行う施設

2 制定内容

(1) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(第2条関係)

ア 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、『無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準』(厚生労働省令)に定めるところによる。

イ 無料低額宿泊所においては、暴力団等とその運営に関与させてはならない。

(2) 附則

施行期日 令和2年4月1日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 89 号関係)

寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正

1 改正理由

東部大阪都市計画の変更(寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域の変更)に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 適用区域(第3条関係)

適用を受ける地区計画の区域について、当該都市計画の変更に係る告示(告示の題名及び告示番号)を引用することとする。

(2) 附則

施行期日 公布の日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域
内における建築物等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(適用区域) 第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の変更について（令和元年寝屋川市告示第304号）による寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」という。）とする。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(適用区域) 第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の変更について（令和元年寝屋川市告示第146号）による寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」という。）とする。</p>

寝屋川市都市公園条例の一部改正

1 改正理由

打上川治水緑地に駐車場を設けるに当たり必要な規定の整備を行うとともに、都市公園の占用等に係る使用料についての規定の整備を行う等のため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 行為の禁止・行為の制限等（第3条、第4条関係）

都市公園における物品の販売又は頒布を、「禁止」から「制限」に改め、物品を販売し又は頒布しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこととする。

(2) 使用料の納入方法（第13条関係）

使用者（公園施設の設置等の許可、占用の許可、一定の行為の許可等を受けた者）は、原則として、使用料の全額を前納しなければならないこととする。

(3) 利用の申請及び許可（第20条関係）

ア 駐車場を利用する場合には、申請書の提出を省略することができることとする。

イ 駐車場は、当該駐車場を附置している都市公園の利用者に限り、利用することができることとする。

(4) 利用料金の徴収方法（第24条関係）

駐車場を利用する場合における利用料金の徴収方法について定める。

(5) 使用料（別表第1関係）

「工作物その他の物件又は施設を設けてする都市公園の占用に係る使用料」及び「都市公園において市長の許可を受けて一定の行為をする場合における使用料」について定める。

(6) 指定管理者が行う業務（別表第3関係）

指定管理者が行う業務に、打上川治水緑地に設ける駐車場に係る利用の許

可に関する業務を追加する。

(7) 有料施設等の利用料金（別表第5関係）

打上川治水緑地に設ける駐車場の利用料金について定める。

〔1時間当たり 平日＝100円・土日祝日＝200円〕

(8) 附則

ア 施行期日

令和2年4月1日（準備行為を除く。）

イ 経過措置等

改正後の規定に関わる経過措置及び準備行為について定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市都市公園条例

No. 1

改正案	現行
<p>(行為の禁止) 第3条(略) (1)~(12)(略)</p> <p>13 (略)</p> <p>(行為の制限等) 第4条(略)</p> <p>1 物品を販売し、又は頒布すること。 2 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため に、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。 3 興行を行うこと。 4 業として写真又は映画を撮影すること。 5 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著 しい支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めること。 2~5(略)</p> <p>(使用料の納入方法) 第13条 使用者は、使用料の全額を前納しなければならぬ。 ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部 又は一部を後納することができる。 (指定管理者による管理) 第16条(略)</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に あつては、第2条第3号中「寝屋川市」とあるのは「指定管理</p>	<p>(行為の禁止) 第3条(略) (1)~(12)(略) 13 物品を販売し、又は頒布すること。 14 (略)</p> <p>(行為の制限等) 第4条(略)</p> <p>1 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため に、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。 2 業として写真又は映画を撮影すること。 3 興行を行うこと。 4 前3号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著 しい支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めること。 2~5(略)</p> <p>(使用料の納入方法) 第13条 使用者は、当該使用の許可を受けた際、市長に使用 料を全額納付しなければならない。 (指定管理者による管理) 第16条(略)</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に あつては、</p>

改正案	現行
<p>者」と、第5条中「市長」とあるのは「<u>指定管理者</u>」としてこれらの規定を適用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第20条 有料施設を利用しようとする者は、規則で定める申請書を指定管理者に提出して、その許可を受けなければならぬ。ただし、<u>駐車場</u>その他<u>指定管理者</u>が定める有料施設を利用する場合及び電子情報処理組織によつて利用の許可の申請をする場合には、申請書の提出を省略することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>有料施設</u> (<u>駐車場</u>を除く。)は、1人又は1団体につき、1週間当たり2回以上利用を許可しない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 <u>駐車場は、当該駐車場を附置している都市公園の利用者に限り、利用することができる。</u></p> <p>(利用料金の徴収方法)</p> <p>第24条 利用者は、当該利用の許可を受けた際、指定管理者に利用料金を全額納付しなければならない。ただし、<u>駐車場</u>その他<u>指定管理者</u>が定める有料施設を利用する場合及び<u>電子情報処理組織</u>によつて有料施設の利用の許可の申請をした場合における利用料金については、この限りでない。</p>	<p>、第5条中「市長」とあるのは、「<u>指定管理者</u>」としてこの規定を適用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第20条 有料施設を利用しようとする者は、規則で定める申請書を指定管理者に提出して、その許可を受けなければならぬ。ただし、<u>指定管理者</u>が定める有料施設を利用する場合及び電子情報処理組織によつて利用の許可の申請をする場合には、申請書の提出を省略することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>有料施設</u> は、1人又は1団体につき、1週間当たり2回以上利用を許可しない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用料金の徴収方法)</p> <p>第24条 利用者は、当該利用の許可を受けた際、指定管理者に利用料金を全額納付しなければならない。ただし、<u>電子情報処理組織</u>によつて有料施設の利用の許可の申請をした場合における利用料金については、この限りでない。</p>

改正案		現行	
別表第1 (第12条関係)		別表第1 (第12条関係)	
1 公園施設の設置又は管理に係る使用料 (略)	1 公園施設の使用料 (略)	1 公園施設の使用料 (略)	
2 土地の占用に係る使用料 【別紙1 改正案】(68ページ~71ページ)	2 土地の使用料 【別紙1 現行】(72ページ)	2 土地の使用料 【別紙1 現行】(72ページ)	
3 行為の許可に係る使用料 【別紙2 改正案(新設)】(73ページ)		別表第3 (第17条関係)	
別表第3 (第17条関係)	有料施設の属する公園の名称	有料施設の属する公園の名称	有料施設の名称
	南寝屋川公園・田井西公園	南寝屋川公園・田井西公園	(略)
	打上川治水緑地		
別表第4 (第19条関係)	別表第4 (第19条関係)		
有料施設の供用期間、開場時間及び休場日		有料施設の供用期間、開場時間及び休場日	
施設名	供用期間	開場時間	休場日
グラウンド	夏期~ 春秋期	(略)	(略)
テニスコート	夏期	(略)	(略)
	冬期	10月1日か ら翌年3月 31日まで	12月28日か ら翌年1月 4日まで
駐車場	4月1日から翌年3 月31日まで	午前9時から 午後5時 まで 午前零時か ら午後12時 まで	なし

改正案	現行															
<p>備考 この表において「日祝日」とは、<u>日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「休日法」という。）</u>に規定する休日という。</p> <p>別表第5（第23条関係）</p> <p>1 有料施設の利用料金</p> <table border="1" data-bbox="518 1131 805 2038"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南寝屋川公園・田井西公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>打上川治水緑地</td> <td>1時間 1台</td> <td>平日は 100 円。 土日祝日は 200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>通常の使用の範囲を超えて特に電気、ガス、水道等を使用するときは、実費を徴収する。</u></p> <p>2 <u>時間に満たない時間の端数は1時間として、利用料金を計算するものとする。</u></p> <p>3 <u>「土日祝日」とは、日曜日、日曜日及び休日法に規定する休日を行い、「平日」とは、「土日祝日」以外の日という。</u></p> <p>4 <u>打上川治水緑地の駐車場の利用料金については、この表に定めるもののほか、次のとおりとする。</u> (1) <u>この表の規定にかかわらず、入場から30分以内で出場するときは、無料とし、入場から3時間までの利用料金は、平日は300円、土日祝日は500円とする。</u></p>	区分	単位	利用料金	南寝屋川公園・田井西公園	(略)	(略)	打上川治水緑地	1時間 1台	平日は 100 円。 土日祝日は 200 円	<p>備考 この表において「日祝日」とは、<u>日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号</u> <u>）</u>に規定する休日という。</p> <p>別表第5（第23条関係）</p> <p>1 有料施設の利用料金</p> <table border="1" data-bbox="518 201 805 1108"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南寝屋川公園・田井西公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>通常の使用の範囲を超えて特に電気、ガス、水道等を使用するときは、実費を徴収する。</u></p>	区分	単位	利用料金	南寝屋川公園・田井西公園	(略)	(略)
区分	単位	利用料金														
南寝屋川公園・田井西公園	(略)	(略)														
打上川治水緑地	1時間 1台	平日は 100 円。 土日祝日は 200 円														
区分	単位	利用料金														
南寝屋川公園・田井西公園	(略)	(略)														

改 正 案	現 行
<p>(2) この表及び前項の規定にかかわらず、入場から24時間以内限り、入場した日が平日であるときは駐車する全時間について平日の利用料金とし、入場した日が土日祝日であるときは駐車する全時間について土日祝日の利用料金とする。</p> <p>(3) この表の規定にかかわらず、入場から24時間以内の利用料金は、利用1回につき、平日に入場したときは1,000円、土日祝日に入場したときは1,500円をもつて上限とする。</p> <p>2 有料施設の附属設備の利用料金 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市都市公園条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における都市公園の使用について適用し、施行日前における都市公園の使用については、なお従前の例による。 (準備行為)</p> <p>3 新条例第4条第1項の規定に基づき同項第1号に掲げる行為の許可の申請、許可その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。</p>	<p>2 有料施設の附属設備の利用料金 (略)</p>

【別紙1 改正案】

2 土地の占用に係る使用料

種別		単位	期間	使用料
法第7条第1項第1号に掲げる電柱、電線、変圧塔その他これらに類するものを設ける場合	第一種電柱	1本	1年	2,400円
	第二種電柱			3,700円
	第三種電柱			5,000円
	第一種電話柱			2,100円
	第二種電話柱			3,500円
	第三種電話柱			4,800円
	その他の柱類			170円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	27円
	地下電線その他地下に設ける線類			11円
	路上に設ける変圧器	1個	1年	1,600円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	1,100円
	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	3,300円
	その他のもの	1平方メートル	1年	3,300円
第7条第1項第2号に掲げる水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設ける場合	外径が0.1メートル未満のもの	1メートル	1年	110円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			170円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			220円

	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			440円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			1,100円
	外径が1メートル以上のもの			2,200円
法第7条第1項第3号に掲げる通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設を地下に設ける場合		1平方メートル	1年	3,400円
法第7条第1項第4号に掲げるものを設ける場合	公衆電話所	1個	1年	3,300円
	郵便差出箱			1,400円
法第7条第1項第5号に掲げる非常災害に際し災害にかかった者を収容するための仮設工作物を設ける場合		1平方メートル	1月	1,000円
法第7条第1項第6号に掲げる競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために仮設工作物を設ける場合				
政令第12条第2項第1号に掲げる標識		1本	1年	2,600円
政令第12条第2項第2号に掲げる防火用貯水槽を地下に設ける場合		1平方メートル	1年	3,300円
政令第12条第2項第2号の2に掲げる蓄電池を地下に設ける場合				
政令第12条第2項第2号の3に掲げる国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所又は熱供給施設を地下に設ける場合				

政令第12条第2項第7号に掲げる工事用板 囲い、足場、詰所その他の工事用施設を設 ける場合	1平方メ ートル	1月	1,000円
政令第12条第2項第8号に掲げる土石、竹 木、瓦その他の工事用材料の置場を設ける 場合			
政令第12条第3項に定める社会福祉施設を 設ける場合	1平方メ ートル	1年	4,700円
上記以外の場合	市長がその都度定める。		

備考

- 1 「第一種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち、3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱うち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 「第一種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 占用する面積又は占有する物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はその面積又は長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められている物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときは、これを1月として計算し、使

用料の額が月額で定められている物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算するものとする。

- 6 使用料の額は、使用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た金額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、使用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た金額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

【別紙1 現行】

2 土地の使用料

種別	単位	期間	使用料
電柱を立てる場合	1本	1年	500円
地下構造物を設ける場合	1平方メートル	1年	500円
ガス管、下水道管その他これに類する地下埋設物を設ける場合	1メートル	1年	500円
仮設建物その他これに類するものを設ける場合	1平方メートル	1月	1,000円
建設用又は工事用板囲足場及び材料置場を設ける場合	1平方メートル	1月	1,000円
標識（測量標、バス停留場標柱等）を設ける場合	1本	1年	500円
業として映画を撮影するとき。	1箇所	1日	2,000円
業として写真を撮影するとき。	写真機1台につき	1日	2,000円
競技会、展覧会、集会等を行うとき。	1平方メートル	1日	1円
その他の使用及び占用	市長がその都度定める。		

【別紙2 改正案（新設）】

3 行為の許可に係る使用料

第4条第1項第1号に掲げる行為をする場合	1平方メートル	1日	8円
第4条第1項第2号に掲げる行為をする場合 (同号に掲げる行為の許可と併せて、同項第1号に掲げる行為の許可を受ける場合を含む。)	1平方メートル	1日	4円
第4条第1項第3号に掲げる行為をする場合 (同号に掲げる行為の許可と併せて、同項第1号に掲げる行為の許可を受ける場合を含む。)	1平方メートル	1日	8円
第4条第1項第4号に掲げる行為をする場合	業として 写真を撮影するとき。	写真機1台につき	1日 2,000円
	業として 映画を撮影するとき。	1箇所	
上記以外の場合		市長がその都度定める。	

備考 使用料の計算については、前項の表備考第4項から第6項までの規定を準用する。

(議案第 91 号関係)

寝屋川市自転車等の放置の防止に関する 条例の一部改正

1 改正理由

撤去した自転車等の利用者等から徴収する費用について見直しを行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 費用の徴収等(第14条関係)

撤去した自転車等の利用者等から徴収する費用について、一般の自転車及び原動機付自転車に係る金額を改定するとともに、駆動補助機付自転車に係る金額を設定する。

〔	一般の自転車	2,000円→2,500円
	原動機付自転車	3,000円→5,000円
	駆動補助機付自転車(新設)	4,000円
〕		

(2) 附則

ア 施行期日 令和2年4月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、アの施行期日以後に撤去した自転車等の利用者等から徴収する費用について適用する。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(費用の徴収等) 第14条(略) 2(略) (1) 自転車(次号に掲げる自転車を除く。) 1台につき 2,500円 (2) 駆動補助機付自転車(道路交通法施行規則(昭和35年 総理府令第60号)第39条の3に規定する駆動補助機付自 転車をいう。) 1台につき4,000円 (3) 原動機付自転車 1台につき5,000円 3(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市自転車等の放置の防止 に関する条例第14条第2項の規定は、この条例の施行の日 以後に撤去する自転車等に係る撤去、保管その他の措置(以 下「撤去等」という。)に要する費用として徴収する額につい て適用し、同日前に撤去した自転車等に係る撤去等に要する 費用として徴収した額については、なお従前の例による。</p>	<p>(費用の徴収等) 第14条(略) 2(略) (1) 自転車 _____ 1台につき 2,000円 (2) 原動機付自転車 1台につき3,000円 3(略)</p>

(議案第 92 号関係)

寝屋川市下水道条例の一部改正

1 改正理由

大阪府内各市町村における「下水道排水設備工事責任技術者の登録及び登録更新」に係る業務が大阪府下水道協会に一元化されることに伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 手数料 (第6条の2関係)

「下水道排水設備工事責任技術者の登録及び登録更新の申請に係る手数料」についての規定を削る。

(2) 附則

施行期日 令和2年4月1日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市下水道条例

No. 1

改正案	現行																
<p>(手数料) 第6条の2 指定工事店の指定及び更新 _____</p> <p>_____については、次の表に定めるところにより、手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">種別</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定工事店指定申請手数料・指定工事店指定更新申請手数料</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	種別	金額	指定工事店指定申請手数料・指定工事店指定更新申請手数料	(略)	_____	_____	_____	_____	<p>(手数料) 第6条の2 指定工事店の指定及び更新並びに責任技術者(大阪府下水道協会が実施する責任技術者認定試験に合格した者をいう。)の登録及び更新については、次の表に定めるところにより、手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">種別</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定工事店指定申請手数料・指定工事店指定更新申請手数料</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>責任技術者登録申請手数料</td> <td style="text-align: center;">1件につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>責任技術者登録更新申請手数料</td> <td style="text-align: center;">1件につき 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	種別	金額	指定工事店指定申請手数料・指定工事店指定更新申請手数料	(略)	責任技術者登録申請手数料	1件につき 3,000円	責任技術者登録更新申請手数料	1件につき 3,000円
種別	金額																
指定工事店指定申請手数料・指定工事店指定更新申請手数料	(略)																
_____	_____																
_____	_____																
種別	金額																
指定工事店指定申請手数料・指定工事店指定更新申請手数料	(略)																
責任技術者登録申請手数料	1件につき 3,000円																
責任技術者登録更新申請手数料	1件につき 3,000円																

(議案第 99 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 旧焼却施設解体工事

1 入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社淺沼組 大阪本店	850,500,000		
(2)	五洋建設株式会社 大阪支店	792,000,000	落札	871,200,000
(3)	飛島建設株式会社 大阪支店		辞退	
(4)	株式会社ピーエス三菱 大阪支店	1,070,100,000		

※ 本案件について、低入札価格調査制度を適用したところ、最低の入札額が低入札価格調査基準価格に満たなかったため、低入札価格調査を行って落札者を決定した。

2 契約金額

871,200,000 円 (内消費税及び地方消費税の額 79,200,000 円)

3 参考価格

(1) 予定価格

1,353,000,000 円 (内消費税及び地方消費税の額 123,000,000 円)

(2) 低入札価格調査基準価格

1,177,110,000 円 (内消費税及び地方消費税の額 107,010,000 円)

4 落札業者決定に至る経過

令和元年 7 月 19 日	制限付一般競争入札の公告
令和元年 7 月 22 日)	入札参加資格審査申請書提出期間
令和元年 7 月 25 日	
令和元年 8 月 23 日)	入札
令和元年 8 月 26 日	
令和元年 8 月 27 日	開札
令和元年 10 月 29 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

(議案第 100 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市野外活動センター

(2) 団体の名称 特定非営利活動法人ナック

所在地 大阪府大阪市北区大淀南一丁目9番16号

理事長 松 林 寛

2 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(5年間)

3 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第5条の規定に基づき、寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人ナック」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

【指定管理者の候補者の選定】

1 応募状況

(1) 説明会への参加数（説明会 令和元年 8 月 22 日実施）

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

(2) 申請書の提出数（受付期間 令和元年 8 月 23 日～ 8 月 29 日）

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

2 指定管理者選定委員会

(1) 構成（計 5 人）

- ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者 1 人
- イ 経営に関する知識を有する者 1 人
- ウ 学識経験を有する者 1 人
- エ 寝屋川市社会教育委員 1 人
- オ 寝屋川市教育委員会事務局社会教育部長 1 人

(2) 開催経過

ア 第 1 回（令和元年 9 月 10 日）

委員長の選出、副委員長の指名、第 1 次審査（書類審査）及び第 2 次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目並びに採点方法の確認及び決定

イ 第 2 回（令和元年 10 月 10 日）

第 1 次審査の結果確認及び総括、第 2 次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）の指定管

理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態であり、その実績があること。
- b 基本方針及び運営計画が優れており、施設を効果的に管理運営できるような提案があること。
- c 広報活動が積極的であり、集客促進策が優れていること。
- d 維持管理の方針及び取組の提案が優れていること。
- e 事業計画に事業の実施について明記されており、野外活動その他社会教育に係る学習の場を提供することなど、設置目的が効果的に果たされるような提案があること。
- f 収支予算書の記載内容（見積額等）が適正であり、経費縮減が図られていること。
- g 設置目的に合った運営スタッフを配置するなど、人員配置計画が適正であること。
- h 職員研修が適正であり、かつ、効果的に行われる見込みがあること。
- i 個人情報保護及び情報公開の取組並びに危機管理対策が適正であること。
- j 総合的にみて提案内容が優れていること。

【管理運営の実績】

k 当該施設に係る管理運営の実績

(イ) 配点及び合格最低点

上記の a～j の各審査項目について 10 点満点で合計 100 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を申請者の得点とした。項目 k は選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を 70 点とし、a～j の各項目については合格最低点を 4 点とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a～j の審査を行った。

審査項目 k については、教育委員会事務局から、『平成 27 年度から平成 30 年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも 100 パーセントであること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙 2 に係る評価項目の 10 項目のうち 6 項目の評価が「○」であることから、総合評価を A とする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	特定非営利活動法人ナック
審査項目	a	10	8.8
	b	10	7.8
	c	10	7.8
	d	10	7.8
	e	10	8.6
	f	10	7.4
	g	10	8.4
	h	10	8.8
	i	10	9.0
	j	10	8.4
小計		100	82.8
管理運営の実績	k	10	5
合計			87.8

合計得点及び a～j の各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第 1 次審査の得点は、第 2 次審査に持ち越さないこととした。

イ 第 2 次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b 野外活動センターの管理について

- c 野外活動センターの運営について
- d 人的課題について
- e 収支について
- f 総合的評価について

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を15点満点・fを25点満点で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を70点とした。

(ウ) 審査結果

項目	配点	特定非営利活動法人ナック
a	15	12.4
b	15	12.2
c	15	12.8
d	15	11.2
e	15	10.2
f	25	20.8
合計	100	79.6

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、特定非営利活動法人ナックを、指定管理者の候補者として選定した。